

# 広報あびこ

## 写真特集

NO. 60

35. 3. 16 号

千葉県我孫子町役場

TEL (あびこ) 4 2

毎月1日16日発行 一部 2P

昭和34年7月30日 第三種郵便物認可

### —目次—

新町建設計画に基づく  
34年度の成果 …………… 2

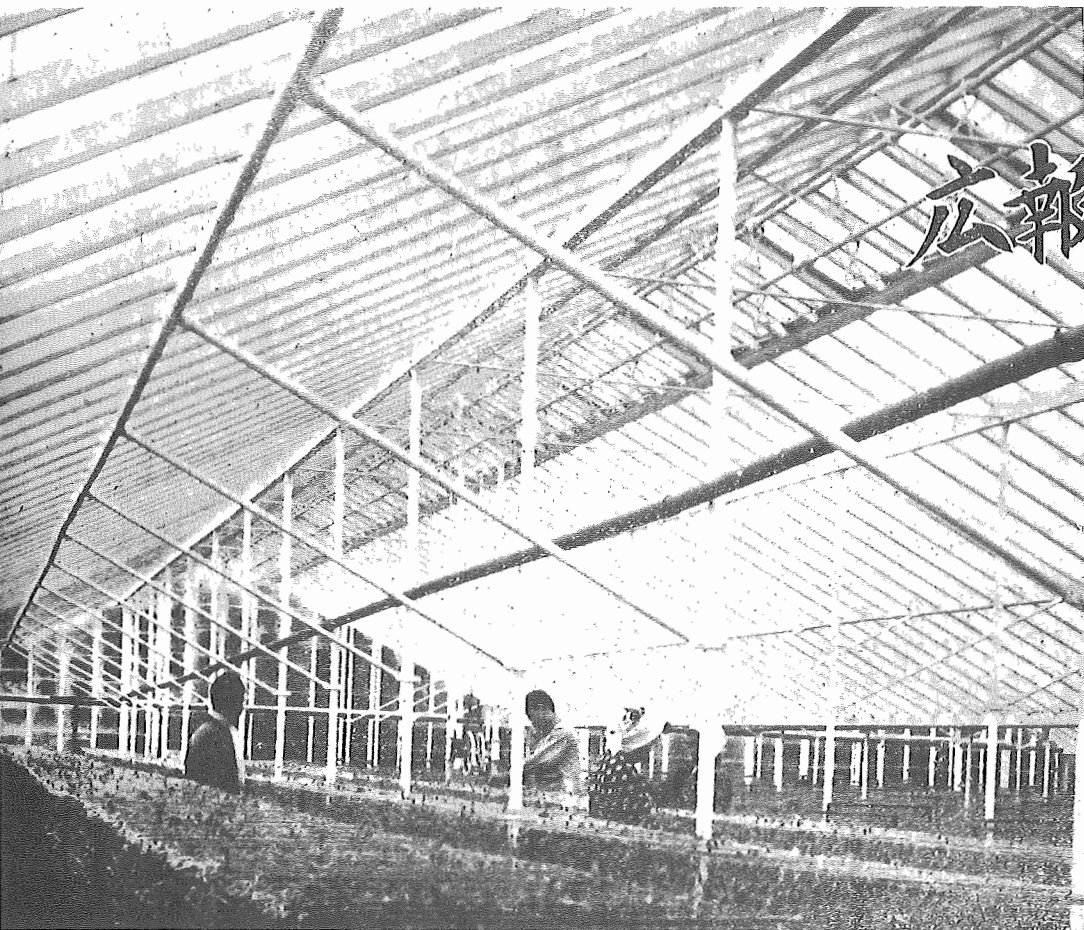
土木建設…………… 2

文教厚生施設整備…………… 3

産業の振興及び  
消防施設の充実…………… 4

県道の整備…………… 5

企業誘致条例決る  
町民税の申告…………… 6



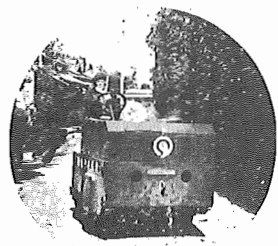
咲き競うカーネーション

(布佐 美松園温室)

広報あびこ

(2)

## 土木建設

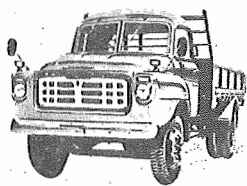


(ローラー整備事業)

ダイハツバイプレッションローラー

VRT 24型 1台

160万円 内国庫補助金 80 万円



(トラック整備事業)

トヨタ自動車F A型 5t積 1台

120万円 内国庫補助金 63万円

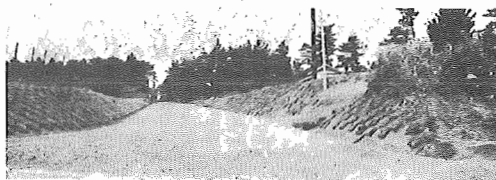
### 道路整備事業

船戸地区新設道路延長 263m 巾員 6m

(船戸地先 1158の1~3番地の間)

工事費 246万円 内国庫補助 100万円

年度内に完成する



### (日新改良道路)

延長 430m 巾員 6m

工事費 80万円

指定市町村道整備(準県道)補修及び改修工事

布佐設立3398~大割 3797の間

延長 778m 巾員 5.4m

工事費 37万円内県費補助 5万円

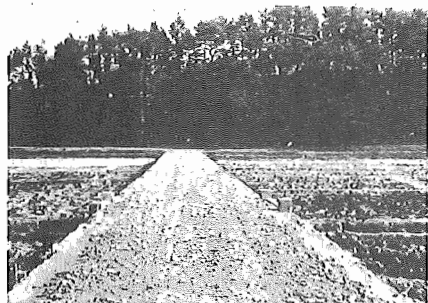
### その他

町道排水工事 7ヶ所

改良改修工事 21ヶ所(含失対事業)

橋梁舗修工事 2ヶ所

等が実施された。



久寺家土谷津を結ぶ改良道路

延長 850m 巾員 5.5m

工事費 120万円

新町建設計画に基づく  
三十四年度(積運調整)の成果

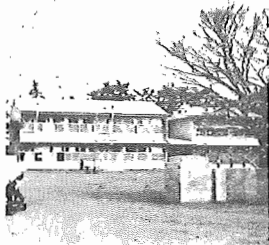
# 整備施設厚生教育



汲取車 (バキュームカー)

プリンスAQT I-I型  
タンク容量 1,800 l (10石積)  
1台 118万円

(現在までに整備された台数)  
トヨエース 2台



(我孫子才三小学校増築校舎)  
坪数 106坪 工事費 294万円



(町営住宅の建設)

1種……10戸 工事費 313万円 内国庫補助金 160万円  
2種……25戸 工事費 350万円 内国庫補助金 268万円  
(現在までに建設された戸数 164戸)



(湖北小学校増築現場)  
坪数 95坪 工事費 249万円

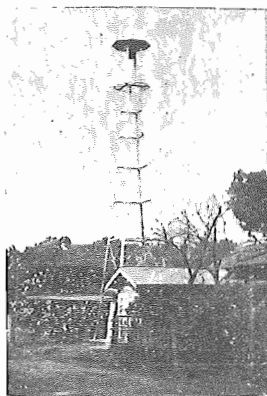


(予防接種風景)

(消防車)



湖北支団に配置された  
1台 155万円 内国庫補助 49万円



(火の見)  
湖北第1分団に建設された

# 振興の産業



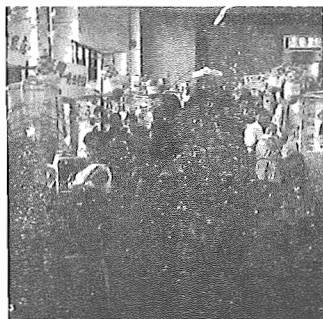
# 充実の施設消防

(現在までの施設整備のあらまし)

- 四輪消防ポンプ……………4台
  - 三輪消防ポンプ……………1台
  - 手引ガソリンポンプ………2台
  - 小型動力ポンプ……………17台
  - 火の見……………25ヶ所
- 本部役員 14名 団員 563名に削減し  
精鋭主義をとられている。



(害鳥駆除作業)  
害鳥駆除及び病虫害防除費 107万円



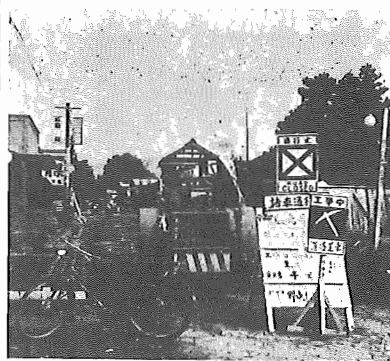
商工農業まつりの風景、毎年開催される)



○県道船橋～取手線  
新設道路  
延長600m 巾員11mが完成した  
(三ヶ年継続事業) 工事費 450万円

# 県道の整備着々進む

- 我孫子～佐原線舗装工事  
布佐上町～二丁目地先延長 540m 巾員 7.80m  
工事費 550万円 本年 1 月完成しました
- 我孫子～佐原線 拡張工事  
開発戸～都部地先 延長 600m 巾員 11m  
工事費 500万円 年度内完成する



- 県道湖北停車場線  
舗装工事現場  
延長 113m 巾員 6m  
工事費 100万円 内町負担50万円
- 県道布佐停車場線  
舗装工事  
延長 120m 巾員 6m  
工事費 100万円 内町負担 50万円

## 重点施策として

- ☆側溝工事…根 戸 地 先 2ヶ所
- ☆側溝工事…登 記 所 前
- ☆舗装工事…湖 北 小 前 延長 120m
- ☆舗装工事…新 木 長 福 寺 前 延長 120m
- ☆改良工事…気 象 台 前 延長 120m
- ☆排水工事…布 佐 本 町
- ☆排水工事…布 佐 三 丁 目…… 70万円
- ◎重点施策の町負担納入済額…… 99万円

税の出張徴収日

3月31日(興陽寺)

滞納はなくしましょう

## 企業誘致条例決まる

(目的)  
第一条 この条例は、本町の経済振興及び観光上緊要と認められる工場又は事業場及び施設(以下「工場等」という)を本町内に新設し、又は拡充を行う者に対し便宜を供与する外、この条例に規定する奨励措置を講じ、以て産業及び観光の振興に寄与し町勢の進展を図ることを目的とする。

(奨励措置)  
第二条 町長は第三条の規定によりこの条例の適用を受けるべき工場等を指定し、その経営者に対し、町の各会計年度における当該工場等に対する町税(固定資産税)の取納額の百分の三十に相当する範囲内において奨励金を交付し又は施設の便宜を供与することができる。

(指定)  
第三条 工場等の指定を受けようとする者は、工場等の新設又は拡充につきあらかじめ町長に申請書を提出しなければならない。

2 町長は前項の申請書を受理したときは、これを審査の上適当と認められるものにつき指定する。

(指定の基準)  
第四条 町長が指定する工場等は、新設の場合にあつては次の各号に該当し、拡充の場合にあつては拡充される部分の第一号に該当する規模を有するものでなければならない。

一、投下固定資産の総額 壹千万円以上  
二、常時使用する従業員数 三十人以上  
三、町長は特に必要があると認めるときは、前項の基準を満たさない工場であつても指定することができる。

(奨励措置を講ずる期間)  
第五条 奨励措置を講ずる期間は主たる工場設備稼働開始の日の属する年度から起算して三年以内とする。

2 工場等の建設開始後、主たる工場等設備の稼働開始に至るまでの期間において町税の賦課し得る場合は第二条の例により奨励措置を講ずることができる。

(奨励措置の取消又は停止)  
第六条 町長は、現に奨励措置を受けている者が次の各号の一に該当すると認めるときは指定を取り消し又は奨励措置を停止することができる。

一、主たる工場等の設備の稼働開始の予定日が著しく遅延した時  
二、事業を廃止し、若しくは休止したとき又は廢止若しくは休止の状況にあるとき  
三、第四条の規定を欠いたとき  
四、町長は詐欺その他不正の行為により奨励措置を受けた者に對しその指定を取消し、奨励金の全部若しくは一部の返納を命ずることができる。

3 町長は、当該工場設置に必要な施設の便宜の供与をなしたものに對して第一項の指定を取り消した場合において、その施設等に要したる費用を弁償せしむることができる。

(委員会)  
第七条 企業誘致等に関する事項を調査審議するため、我孫子町企業誘致委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2 委員会は町長の諮問に應じて意見を具申し、又は必要と認める事項について勧告することができる。

3 町長は次に掲げる事項について委員会の意見をきくものとする。

一、奨励措置を適用する工場の指定  
二、施設の便宜の供与又は奨励金の交付の決定  
三、その他この条例の施行について重要な事項及びこの条例の目的を達成するために必要な事項

(組織)  
第八条 委員会は委員二十名を以て組織する。

2 委員は町議会議員、関係官公庁、学識経験者のうちから町長が任命又は委嘱する。

(任期)  
第九条 委員の任期は二年とする。但し重任を妨げない。その組織にあるために委員となつた者の任期はその在職期間中とする。

(役員)  
第十条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長副会長は委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(書記)  
第十一条 委員会に書記を置く。書記は会長の命を受けて庶務に従事する。

(補則)  
第十二条 この条例の施行に關し必要な事項は町長が別に定める。

附 則  
1 この条例は公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に工場等の新設又は拡充に着手中の者で第三条の規定により工場の指定を受けようとする者は、この条例施行の日から三十日以内に申請書を町長に提出しなければならない。

## 町民税の申告は四月九日までに

三十五年(三十四年分) 二、三十四年中に所得のあつた方(農業、営業、給与、配当、不動産の各所得者)  
申告書は、町民税、県民税を課税する大切な書類ですから、必ず正しい申告をしてください。願ひいたします。